

6都道府県による保険給付の点検、事後調整

※詳細は引き続き地方と協議

具体的な内容

○その1 (改正後の国民健康保険法第75条の3～第75条の6関係)

- ・ 都道府県は、**広域的・専門的見地**により、市町村が行った**保険給付の点検を行うことが可能**。
- ・ 点検の結果、**違法又は不当に保険給付が行われたおそれがあると判断したもの**については、理由を付して、**市町村や審査支払機関に対して再度の審査を求めること等が可能**。

現在、県において検討中の具体的点検内容

⇒広域的な視点から、県内市町村間の異動があった被保険者のレセプト点検

○その2 (改正後の国民健康保険法第65条第4項関係)

- ・ 保険給付を行った後、保険医療機関などによる**大規模な不正請求等が発覚した場合**には、都道府県は、広域的・専門的見地から、**市町村に代わり、不正請求等に係る費用返還を求める等の取組を行うことが可能**。